新制度施行後5年の経過措置に係る事項の対応について

令和元年8月29日

新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	第37回会議(H30.10.9開催)における方向性	その後の取組状況
幼保連携型認定こども園における保育教 諭の資格特例 幼保連携型認定こども園における保育教 諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の 特例	保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法 の適用除外並びに免許状·資格取得の特例を 5年間延長する	第198回国会(常会)において成立した第9次地方分権一括法により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を5年間延長これにあわせて、保育士資格の取得に係る特例期間を5年間延長する告示改正を予定関連事項として、配置職員数に算入する副園長・教頭の資格に係る特例期間を5年間延長する内閣府令改正を予定
みなし幼保連携型認定こども園等における 職員配置に関する経過措置	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29 日付の事務連絡により周知
幼保連携型認定こども園における保健師、 看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	幼保連携型認定こども園における保育教諭 の資格特例と同様に5年間延長	第9次地方分権一括法の成立を踏まえ、特例 の期間を5年間延長する旨を通知する予定
新制度施行時点で市町村が定める利用者 負担額よりも低い保育料を設定していた私 立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経 過措置	幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性 は失われる	経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29 日付の事務連絡により周知
みなし幼保連携型認定こども園における施 設長に係る経過措置	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年3月29 日付の事務連絡により周知

項目	第37回会議(H30.10.9)における方向性	その後の取組状況
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く) における食事の提供に係る経過措置	自宅以外の場所における家庭的保育事業 については、経過措置を5年間延長 小規模保育事業、事業所内保育事業につ いては、経過措置は延長しない	自宅以外の場所における家庭的保育事業 ・・・経過措置を5年間延長する改正を行う省 ・令を、平成31年3月29日に公布 小規模保育事業・事業所内保育事業 ・・・経過措置は延長しない旨を、平成31年2 月18日の子ども・子育て支援新制度都道 府県等説明会や3月1日の全国児童福祉 主管課長会議において周知
地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く) における連携施設に関する経過措置	経過措置を5年間延長	・経過措置を5年間延長する改正と、 ・定員が20名以上であって、市区町村が適当と 認める 企業主導型保育施設、 地方公共 団体が運営費支援等を行っている認可外保 育施設を連携施設として位置付ける改正 を行う省令を、平成31年3月29日に公布
小規模保育事業B型等に係る経過措置(保 育従事者の資格)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年2月18 日の子ども・子育て支援新制度都道府県等説 明会や3月1日の全国児童福祉主管課長会議 において周知
小規模保育事業C型に係る経過措置(定員 上限)	経過措置は延長しない	経過措置を延長しない旨を、平成31年2月18 日の子ども・子育て支援新制度都道府県等説 明会や3月1日の全国児童福祉主管課長会議 において周知
放課後児童支援員の認定資格研修受講に 係る経過措置	「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく	第9次地方分権一括法により、児童福祉法を 改正し、放課後児童健全育成事業に従事する 者の配置・資格に関する基準を参酌化